

## 別紙1

### 実証実験に使用する製品等の計上可否

		調達主目的	
		別事業 (過去に購入・リースしたもの等)	本実証 (本実証のために購入・リースしたもの等)
調達先	外部	計上不可	計上可
	内部	計上不可	計上可 (利益相当分を上乗せすることは不可)

### 実証実験に関する契約締結に際して記載される条文体例

(財産の管理及び処分)

第〇条 事業者は、事業が完了した後も、事業により取得し、又は効用を増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、事業の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

2 事業者が助成事業により取得し、又は効用が増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第〇号様式）を〇〇に提出し、その承認を受けなければならない。

3 〇〇は、前項の承認をしようとする場合において、交付した金額のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により事業者利益が生じたときは、交付した金額の範囲内でその利益の全部又は一部を〇〇に納付させることができる。